

佐久市規則第 3 2 号

「佐久市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐久市職員の給与に関する規則（平成１７年佐久市規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第３７条を第４１条とし、第３３条から第３６条までを４条ずつ繰り下げ、第３２条の次に次の４条を加える。

（扶養親族のある職員の範囲）

第３３条 条例第４８条第１項第１号に規定する市長が定める職員は、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

- （１）条例第１７条第１項に規定する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族」という。）と同居していないもの
- （２）国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和２４年法律第２００号。以下「寒冷地法」という。）別表に掲げる地域に居住する扶養親族がないもの
- （３）当該職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が２以上ある場合にあっては、すべての当該住居）と寒冷地法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（第３６条において「最短距離」という。）が６０キロメートル以上であるもの

（条例第４８条第１項第２号に定める職員）

第３４条 条例第４８条第１項第２号の「世帯主である職員であって、前号に掲げる職員以外のもの」とは、条例第１７条第１項に規定する扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者をいう。

（寒冷地手当の支給日）

第３５条 寒冷地手当は、条例第１２条第２項の市長が定める日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

- ２ 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の寒冷地手当は、前項の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する任命権者においてその月分を支給する。

（扶養親族の住居の所在地等の確認）

第３６条 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において、必要と認める

ときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を確認するものとする。

- (1) 職員の扶養親族の住居の所在地が寒冷地法別表に掲げる地域でない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該職員が扶養親族と同居していること。
 - (2) 職員の扶養親族の住居の所在地が寒冷地法別表に掲げる地域でない場合であって、当該職員が扶養親族と同居していないとき 最短距離が60キロメートル未満であること。
- 2 前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。
（佐久市職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 佐久市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年佐久市規則第28号）の一部を次のように改正する。
第11条中「第36条第1項」を「第40条第1項」に改める。